

規制影響分析書要旨

| | | | |
|----------------|---|-------------------------------------|--|
| 規制の名称 | 確定拠出年金の運用の提示に係る上限規制の設定 | | |
| 主管部局・課室 | 年金局企業年金国民年金基金課 | | |
| 関係部局・課室 | — | | |
| 評価実施時期 | 平成27年4月 | | |
| 規制の新設・改廃の内容・目的 | ○提示する運用方法について、政令により一定の上限を設けることとし、運営管理機関に商品の厳選を促すことにより <ul style="list-style-type: none"> ・加入者が運用商品の選択を行いやすく ・商品間での競争を促進し、より加入者の利益に資する商品が残る環境を整備し、国民の老後所得の充実を図る。 | | |
| | (根拠条文) | 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案第23条第1項 | |
| 想定される代替案 | 運営管理機関が提示する運用方法についての上限は設けず、運用方法の定期的な見直しを義務付けることとする。 | | |
| 想定される費用 | 新設・改廃する規制案 | 代替案 | |
| | (遵守費用) | 運営管理機関において、提示する運用方法を精査するという費用が発生する。 | 運営管理機関において、提示する運用方法を義務として定期的に見直す費用が発生する。 |
| | (行政費用) | 行政費用は発生しないものと考えられる。 | 国において、運営管理機関が見直しを行っていることについて監督する行政費用が発生する。 |
| | (その他の社会的費用) | その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。 | その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。 |
| 想定される便益 | 新設・改廃する規制案 | 代替案 | |
| | 加入者の選択環境が整備され、国民の老後所得確保に資する。 | 加入者の選択環境が整備され、国民の老後所得確保に資する。 | |
| 分析結果 | <p>改正案と代替案のいずれにおいても資産管理機関に商品の厳選を促すという目的は同じであるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便益の点では、改正案であれば、商品提供数それ自体を制限するので、運営管理機関が上限数の中で商品ラインナップの見直しを図るが、代替案であれば、あくまで見直しそれ自体を義務づけるものであり、見直しの基準を明確に示すことが困難である以上、実質的に商品ラインナップの見直しが行われているかどうかは不透明であること ・費用の点では、改正案であれば、運営管理機関が提示する運用方法を精査する費用が発生するのみであるが、代替案であれば、運営管理機関において生ずる費用に加え、運営管理機関が商品の提供を見直したということ行政が監督する必要が生じ、行政費用が追加的に発生することから、改正案の方が代替案よりも適切であると考えられる。 | | |

| | |
|----------------------------|---|
| 有識者の見解その他関連事項 | <p>「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」(2015年1月16日)において、以下の通り報告されている。</p> <p>②運用商品提供数の見直し促進</p> <p>○ DCの運用商品提供数については、加入者が選択しやすいよう厳選すべきという研究があるところである。このため、運用商品提供数については、一定の範囲内に抑制するような措置を検討してもよいと考えられる。ただし、一定の範囲を設定するに際しては、現在の提供数(平均18本)や加入者の選好を阻害しないこと等の観点を踏まえつつ、実際に商品が提供されている現場の状況を十分に勘案して設定する必要があることに留意すべきである。</p> <p>※ 部会において例示された商品提供数10本以内では少なすぎるという意見があった。</p> <p>○ なお、運用商品提供数のあり方については、そもそも一定の範囲内に抑制するようなことを定めるべきではなく、これまでどおり労使の判断に委ねるべきであるという意見や、中小企業向けの簡易型DC制度においては、商品数の下限は不要ではないか、とする意見があった。</p> <p>○ また、運用提供商品数を厳選し商品数を一定の範囲内に抑えるだけでなく、加入者にメリットのある商品を提供しやすくするためには、より実効性のある商品除外規定の整備が必要である。現行の商品選択者全員の同意を得る必要がある規定については、事実上商品除外は極めて困難な規定であることから、これまでの商品除外規定に係る議論を踏まえつつ、より実効性のある商品除外規定の内容を措置すべきである。その際には、除外される商品を選択している加入者等の保護を図るため、経過期間の設定や商品除外する場合のデフォルト商品設定の義務付け、周知の徹底なども併せて措置すべきである。</p> |
| 一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件 | <p>改正法案の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。</p> |
| 備考 | — |